

事例	1
----	---

「基準値を超えるクロルピリホスを検出したパンダ豆」に関する違反事例

名称又は分類	パンダ豆(名称:ささげ豆)
形態	200g 合成樹脂袋詰
違反条項	食品衛生法第13条第2項
発見機関	東京都健康安全研究センター
調査担当機関	千代田区、中央区、山梨県、旭川市
検査機関	東京都健康安全研究センター
検査結果	クロルピリホス 0.17ppm検出
行政措置	なし

違反の概要

1 違反発見の経緯

令和3年4月13日、健康安全研究センター広域監視部食品監視第一課の食品衛生監視員が販売店から、ペルー産パンダ豆(名称:ささげ豆、農薬基準値の分類:小豆類、図1参照)を購入した。当該品について健康安全研究センターで残留農薬の検査を実施したところ、4月21日にクロルピリホスを0.17ppm検出した(小豆類の基準値:0.1ppm)。



図1 パンダ豆

このことは、食品衛生法第13条第2項に違反していたため、健康安全研究センターは販売店を所管する千代田区と共に販売店に立入り、店頭に残品を撤去、保管させるとともに、流通経路の調査を開始した。

2 調査経過及び措置

この商品については輸入者から販売者までの間に、小分け包装業者や伝票上のみで売買する商社など複数の事業者が介在していた。そのため、輸入者の特定に時間が掛かり、輸入者所管自治体への第一報は5月11日であった。

その後、5月13日に厚生労働省から通知が発出され(令和3年5月13日付生食発0513第1号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」)、農薬クロルピリホスの食品中の

残留基準値が改正された。小豆類の新しい基準値は0.3ppmであり、従来の0.1ppmから引き上げられていた。そのため、今回検査したパンダ豆は従来の基準値は超過しているが、新基準値では基準値未満ということになってしまった。

小豆類については、新しい基準値が告示の日から適用とされたため、この日以降に販売店の店頭から下げさせた商品や、輸入者の手許にある残品に対して違反措置をする根拠はなくなったものと判断された。

そのため、輸入者や販売店に対する措置は行われなかった。

3 監視のポイント

今回の事例は、違反品の流通調査期間中に新しい基準値が公表されたことが違反処理に影響を与えた事例である。

新しい基準値が従来の値から引き上げられた結果、輸入者の手許にある残品に対し基準値違反を問うことに疑問が持たれた。そのため、輸入者を所管する自治体は本件について販売禁止等の措置を取らなかった。

近年、厚生労働省は農薬の基準値の見直しを順次進めている。

新しい基準では基準の対象となる検体の部位や、基準値が変更されていることもあるので、業務を行うにあたっては常に最新の情報を確認しておく必要がある。

「食品表示にない添加物が検出された菓子」に関する違反事例

名称又は分類	菓子
形態	合成樹脂製袋詰
違反条項	食品表示法第5条
発見機関	新宿区
調査担当機関	横浜市
検査機関	一般社団法人東京都食品衛生協会 東京食品技術研究所
検査結果	食用赤色 40 号検出
行政措置	口頭指導

違反概要

1 違反発見の経緯

令和3年 10 月5日に新宿区保健所が菓子を収去し、検査したところ、表示にない食用赤色 40 号を検出した。このことは、食品表示法第5条違反が疑われたため、新宿区は東京都を通じて輸入者を所管する横浜市に調査依頼を行った。

2 調査経過及び措置

輸入者を所管する横浜市は依頼を受けて、当該品を輸入する施設に対し、調査を実施した。調査の結果、当該品の原材料であるいちごペーストについて、新宿区が実施した収去検査において検出された食用赤色 40 号に加え、香料も使用されていることが判明した。そのため、規格書に基づき適正な表示に修正するよう指導した。

なお、輸入者は、販売店での陳列販売の中止及び在庫の回収を行った。

3 違反発生の原因

当該品は、サンプルとして、現地から3ケース(48 パック/ケース)取り寄せたものであった。従業員が販売用商品と誤り、平成 29 年から平成 30 年頃に販売していた同様商品の表示ラベルを貼付して出荷してしまったため、違反に至った。

4 監視指導のポイント

表示ラベルの誤貼付は、自主回収の回収理由としてもよく挙がるものだが、場合によっては、アレルギー表示の欠落等により、健康被害に直結する可能性がある。

本件のような事案では、社内における表示に関する情報の共有及び確認が極めて重要である。例えば、サンプルの取り寄せに関する情報共有については、小規模事業者に対しては朝礼、終礼等での周知、大規

模事業者に対しては複数の部門間でのメール等による情報共有等が対策として有効と考えられる。監視指導の際は、商品の企画から販売までの流れや、表示内容の確認方法及び確認体制をよく聞き取った上、事業者の事業規模、事業内容等を踏まえた的確な助言を行い、誤表示の防止に向けて、事業者が必要かつ実行可能性のある改善策を講じることができるよう指導することが重要である。

なお、食品表示は、邦文による読みやすく理解しやすい用語により、正確な表示を行う必要があるため、特に輸入食品にあつては、食品表示を作成する際に、食品表示基準で定められた表示事項の欠落や誤りがないよう、正確に翻訳できているか自己点検を行うよう指導することも重要である。